

## 指名停止措置一覧（業務委託）

令和7年（2025年）4月18日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				(始)	(終)		
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	代表取締役	藤井 和夫	大阪市中央区城見2-1-61	令和7年 (2025年) 2月19日	令和7年 (2025年) 4月18日	実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、実務経験を充足しない者を工事現場に主任技術者等として配置していたとして、令和7年（2025年）1月31日、国土交通省近畿地方整備局より建設業法第28条第1項及び第3項の規定に基づく監督処分（指示処分及び営業停止命令22日間）を受けた。	上記事実により、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、「熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」の第2条第1項別表第2第5の項（建設業法違反）に該当し、指名停止となったことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。
パナソニック産機システムズ株式会社	代表取締役	右近 貞治	東京都墨田区押上一丁目1番2号	令和7年 (2025年) 2月19日	令和7年 (2025年) 4月18日	資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたとして、令和7年（2025年）1月31日、国土交通省関東地方整備局より建設業法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止命令22日間）を受けた。	上記事実により、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、「熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」の第2条第1項別表第2第5の項（建設業法違反）に該当し、指名停止となったことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。
新明和工業株式会社	代表取締役	五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年 (2025年) 4月18日	令和7年 (2025年) 7月17日	エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年（2027年）3月24日付けで公正取引委員会から同法の規定に基づく排除措置命令を受けた。	上記事実により、「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」の第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当し、指名停止となったことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。